

貸倒引当金割増率特例の延長

Q 貸倒引当金の繰入れに関する中小企業の特例として、法定繰入率の適用が認められています。加えて、協同組合については、繰入率の16%割増しも認められていますが、その割増し特例の適用期限が平成17年3月31日までに開始する事業年度までとなっていました。平成17年度の改正において、その適用期限の延長がなされているでしょうか。

A 中小企業に対する貸倒引当金の特例として、「一括評価債権の繰入限度額」の計算に当たり、一般に適用される「貸倒実績率」に代えて、次の「法定繰入率」を適用することができる（措法57の9、指令33の8）。

主たる事業	法定繰入率（%）
卸売業・小売業（飲食店業・料理店業を含む）	1.0
製造業	0.8
金融業・保険業	0.3
割賦販売小売業	1.3
その他の事業	0.6

この特例が適用される中小企業の範囲は、資本金が1億円超の普通法人と相互会社を除く法人であり、事業協同組合については、出資額のいかんに関わらずすべての組合に適用される。

加えて、協同組合等の繰入限度額は、一般の貸倒実績率又は法定繰入率により算出した繰入限度額について16%の割増しが認められている（措法57の9）。この適用は、平成15年度の改正により、平成17年3月31日までに開始する事業年度とされていたが、平成17年度改正において、平成19年3月31日までに開始する事業年度まで、さらに2年間の延長が行なわれている。

インフォメーション

組織改編について

東京都中小企業団体中央会は平成18年4月1日付けで、下表のとおり、業務の整理統合等による組織改編を行いました。これに併せて職員の異動を行いましたので、お知らせ致します。

注：氏名 印 新任・()内旧所属

- 専務理事 堀内 忠 事務局長 中嶋 力 事務局次長 石井敏雄
- 総務課（6人）
- ・課長 伊東忠雄 ・主幹（新設） 蔵本篤之 ・主査 橋北 隆 ・主事 木下博文
 - ・書記 築場伸幸（振興課） ・書記 長澤志保
- 支援課（6人）《新 設》
- ・課長 野口雅春（総務課） ・課長補佐 小林仁志（情報室） ・主査 鴨志田弘行（労働課）
 - ・主査 三原浩造（振興課） ・主事 川村千香子（振興課） ・榎澤勇介（新規採用）
- 振興課（6人）
- ・課長 野口聖記 ・課長補佐 原田哲郎（開発課） ・主査 小野塚一彦
 - ・主事 安藤直樹（労働課） ・書記 町田陽子（広報課） ・鈴木晋作（新規採用）
- 業務課（5人）《旧開発課名称変更》
- ・課長 稲垣博行（振興課） ・主幹（新設） 猪瀬 博
 - ・指導主事 青木 裕 ・主事 相川亮太（情報室） ・書記 山崎恵利華
- 労働課（6人）
- ・課長 小林茂則 ・主査 石田靖博（広報課） ・主事 鈴木篤郎（振興課）
 - ・主事補 河内秀記 ・書記 相川道大（振興課） ・書記 高木紀久絵
- 情報課（6人）《旧情報室名称変更 ・旧広報課統合》
- ・課長 稲生義文 ・主幹（新設） 大知里義信（広報課） ・主査 木部 明（開発課）
 - ・主事 野澤康子 ・主事補 池谷明輝（広報課） ・書記 竹田憲明（振興課）
- 調査役 河原次郎 梶谷雅樹 森河正徳（開発課長）